



山形県公報

令和2年3月31日(火)

号 外 (7)

目 次

規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) …… 1

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「及び総合支庁総務企画部次長」を「、西村山地域振興局長、北村山地域振興局長及び西置賜地域振興局長」に改める。

第41条の4第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「受けている」を「受けて復権を得ない」に改め、同号を同条第2号とする。

第41条の11第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

附則第11項第2号中「附則第3条の2の14」を「附則第3条の2の13」に改め、同項第3号中「附則第3条の2の15」を「附則第3条の2の14」に改める。

別記第97号の2様式中「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改める。

別記第115号様式の注書第3項中「に該当する」を「及び附則第12条の2に該当する」に改める。

別記第121号様式中

国体 競技

 を

国体 競技等

 に改め、同様式の注書第3項中「国体競技」を「国体競技等」

に、「に該当する」を「及び附則第12条の2に該当する」に改める。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

令和2年3月31日印刷 発行所 山形県庁
令和2年3月31日発行 発行人 山形県